

3 本 教 発 第 237 号
令 和 4 年 2 月 8 日

町立小中学校長 様

本山町教育長 大西 千之
(公 印 省 略)

総務事務集中化システムの稼働に伴う通勤手当の決定に係る事務処理について (通知)

市町村 (学校組合) 立学校の総務事務集中化システム内の市町村立学校諸手当・年末調整システム (以下「総務事務集中化システム」という。) の諸手当機能の稼働に伴い、「市町村立学校諸手当・年末調整システムの諸手当機能の稼働に伴う手当に関する取扱いについて」(令和4年1月12日付け3高教福第1245号高知県教育委員会事務局教職員・福利課長通知) により、「通勤手当に関する制度改正等に伴う取扱いについて」(平成16年3月24日付け15高教職第1518号高知県教育長通知) が一部改正されました。

つきましては、これに伴い、別添のとおり取扱要領を定めましたので、令和4年2月9日 (以下「施行日」という。) 以後は、これにより適正な事務処理を行うとともに、貴校の教職員に周知してください。

なお、この通知の施行に伴い「通勤手当の決定に係る事務処理について (平成29年3月21日付け28本教発第463号本山町教育長通知) は廃止します。